

会社法施行に伴う決算申告実務の変更について

平成18年5月1日以後終了する事業年度から変更

平成18年5月1日から会社法が施行され、同日以後に終了する事業年度については、旧商法による決算申告実務ではなく、会社法の規定に従った実務を行う必要があります。また、会社法にあわせて税制も改正されています。

中小企業にとって特に留意すべき次の事項について、今一度確認してください。

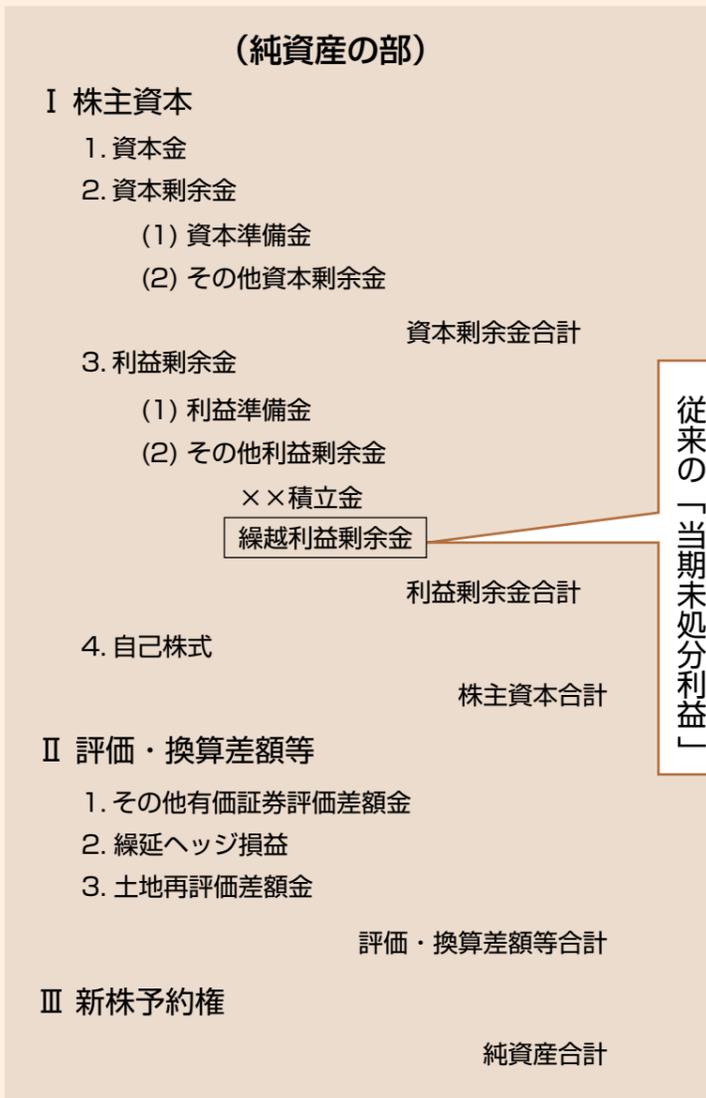
計算書類の変更

貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書（社員資本等変動計算書を含む。）が、法人税の申告書の添付書類となります。



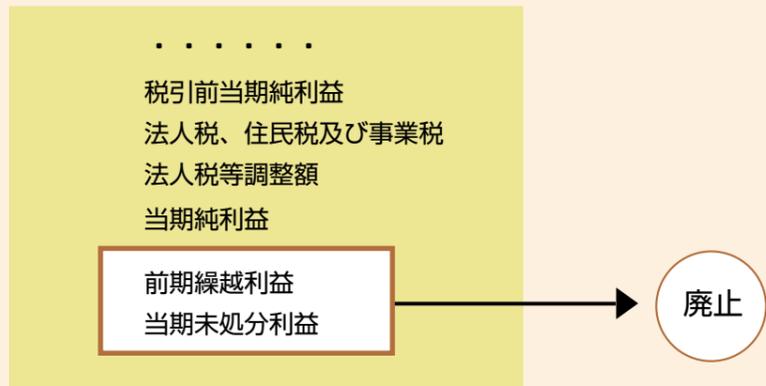
貸借対照表の「資本の部」の変更

従来の「資本の部」は「純資産の部」に変更され、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権に区分して表示します。



損益計算書の未処分利益の計算区分廃止

期中の剰余金の変動は、株主資本等変動計算書に記載されるので、損益計算書の最終行は当期純利益となりました。



個別注記表の作成

会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社（※）を除く。）については、最低限、①重要な会計方針に係る事項に関する注記、②株主資本等変動計算書に関する注記、③その他の注記をしなければなりません（会社計算規則129条参照）。

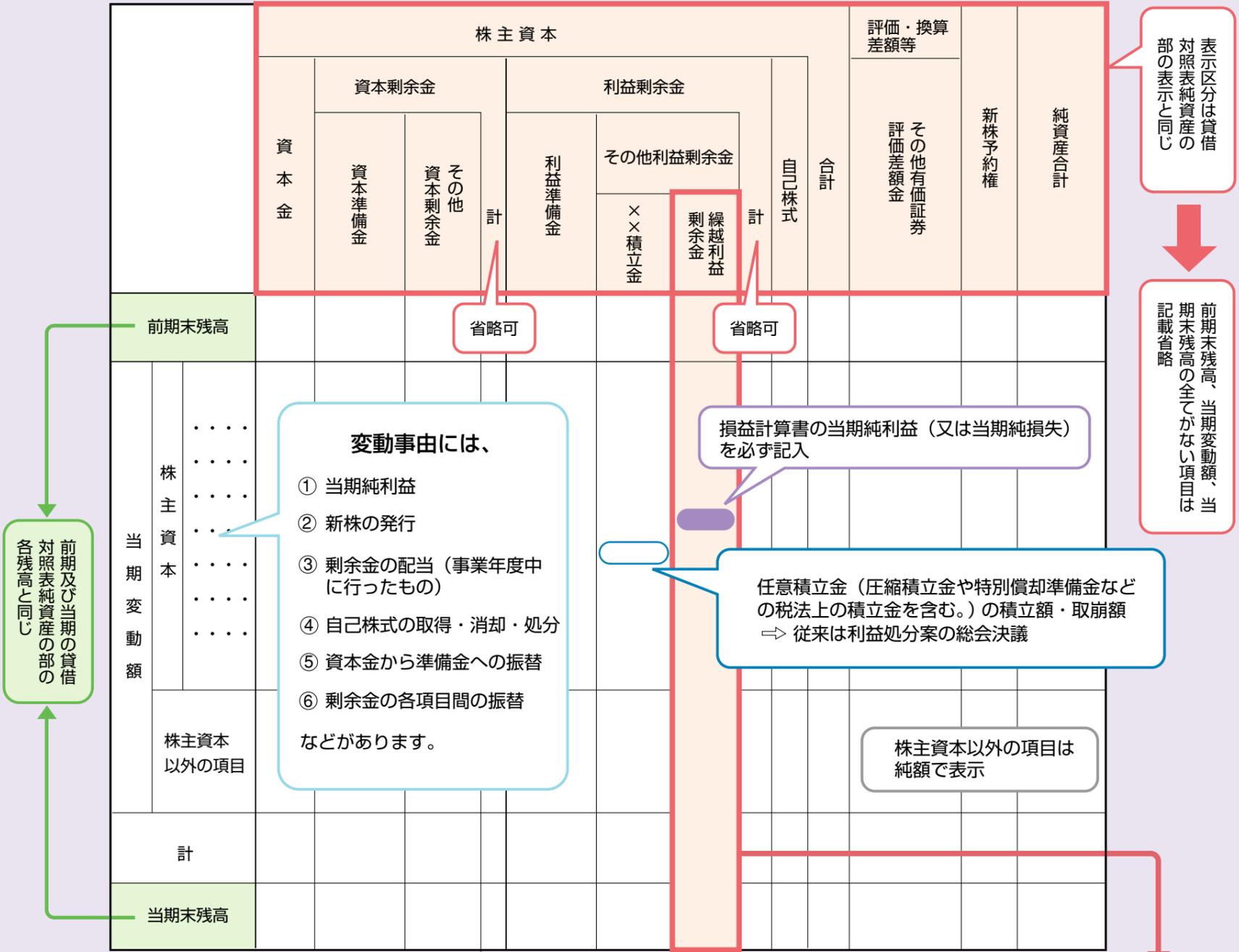
「個別注記表」については、必ず「注記表」という一つの書面として作成しなければならないということではなく、従来どおり貸借対照表などの注記事項として記載することも認められています。

(※) 公開会社 ▶ その発行する全部または一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社（会社法2条5号）

株主資本等変動計算書の作成

貸借対照表の「純資産の部」の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために、株主資本等変動計算書を作成しなければなりません（会社計算規則では、特に様式は示されていません。）。

(注) 以下の株主資本等変動計算書は、説明のため簡略化してありますのでご留意下さい。



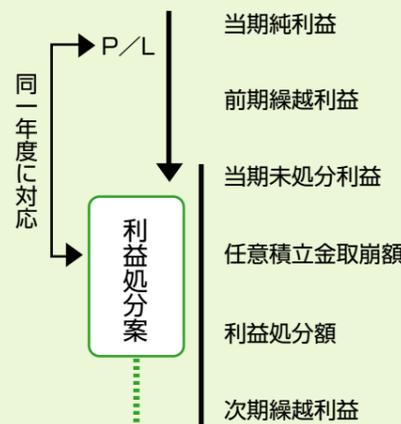
<注記>

- ① 当該事業年度末日における発行済株式の数（種類株式を発行している場合には、その種類ごと）
- ② 当該事業年度末日における自己株式の数（種類株式を発行している場合には、その種類ごと）
- ③ 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
- ④ 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当（当該事業年度に係る定時株主総会の終結後に、剰余金の配当の決議をするものを除く。）に関する事項
- ⑤ 当該事業年度末日における新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式を発行している場合には、その種類ごと）

期中配当額（株主資本等変動計算書中の金額と一致します。）

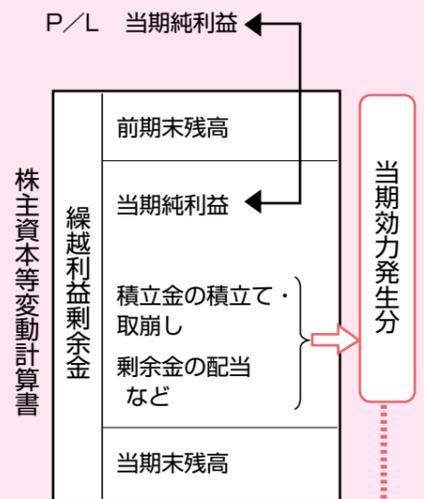
従来の利益処分による配当
⇒ 株主資本等変動計算書には反映されていない（翌期の配当）

<旧商法>



(実際には翌年に決議していても) 事業年度に対応

<会社法>



事業年度に対応しない

当期効力発生分

【設例】 A社（5月31日決算）の貸借対照表（一部）は次のとおりです。

平成17年5月31日		平成18年5月31日		増減	期中の変動事由（自平成17年6月1日 至平成18年5月31日）
(資本の部)		(純資産の部)			
資本金	800	I 株主資本			① 新株発行による増資100を実施し、資本金に80、資本準備金に20を計上した。
資本剰余金		1 資本金	880	80	② 平成17年7月29日開催の株主総会において、未処分利益から配当100の支払と利益準備金の繰入10を決議し、配当を行った。
資本準備金	40	2 資本剰余金		20	③ 自己株式30を取得した。
利益剰余金		(1) 資本準備金	60	20	④ 決算に当たり、税法規定に従い圧縮積立金50を取り崩し、70を積み立てた。
利益準備金	85	3 利益剰余金		10	⑤ 当期純利益は200である。
圧縮積立金	125	(1) 利益準備金	95	10	⑥ A社は種類株式を発行していない。
当期末処分利益	135	(2) その他利益剰余金		70	⑦ 翌期（平成18年7月28日）開催の定時株主総会において配当150の支払を決議した。
自己株式	△15	圧縮積立金	145	20	
	1,170	繰越利益剰余金	205	70	
		4 自己株式	△45	△30	
			1,340	170	

株主資本等変動計算書

	株 主 資 本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式		
		資本準備金	利益準備金	圧縮積立金	繰越利益剰余金			
前期末残高	800	40	85	125	135	△15	1,170	
当期変動額	新株の発行	① 80	① 20					100
	圧縮積立金積立て				④ 70	④ △70		
	圧縮積立金取崩し				④ △50	④ 50		
	剰余金の配当					② △100		△100
	剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て			② 10		② △10		
	当期純利益					⑤ 200		200
	自己株式の取得						③ △30	△30
計	80	20	10	20	70	△30	170	
当期末残高	880	60	95	145	205	△45	1,340	

(注記) ① 発行済株式及び自己株式に関する事項

	前期末	当期末	摘要
発行済株式（全て普通株式）	××株	××株	新株××株発行による増加
自己株式（全て普通株式）	××株	××株	××株を取得した。

② 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日
平成17年7月29日定時株主総会	普通株式	100	××円	平成17年5月31日

③ 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成18年7月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関し、次のとおり提案し、承認可決されました。(⑨)

- 配当金の総額150（1株当たり配当額××円）
- 基準日 平成18年5月31日

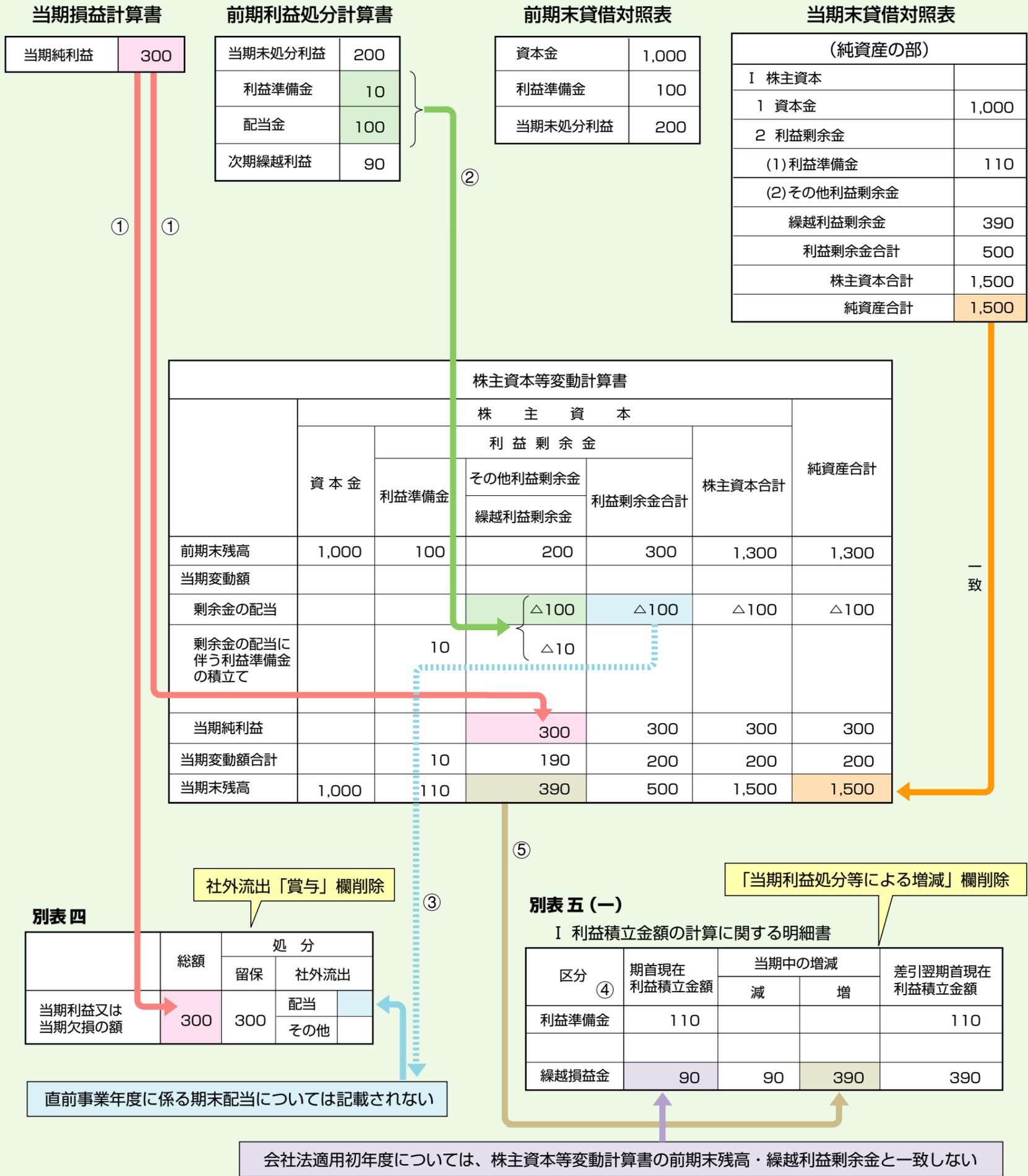
事業年度と対応させる利益処分の廃止

会社法では、配当の支払回数の制限が撤廃されたことに伴い、事業年度と対応させる利益処分という概念がなくなりました。税制上も、剰余金の配当は、配当の支払の効力発生日に処理することとされました（平成18年5月1日以後に終了する事業年度にその支払に係る基準日がある剰余金の配当について適用されます。）。なお、各個別制度については、改正前の取扱いを維持するための手当てがされています。

	改正前	改正後
配当の流出時期	<p>利益処分による配当等を事業年度に対応</p>	<p>剰余金の配当等は効力発生日で処理</p>
個別制度の手当て	同族会社の留保金課税の留保金額には、利益処分による配当額は含まれない。	配当の基準日が当期中であって、その支払決議が当期の決算確定日までに行われるものについては、基準日の属する事業年度に支払われたものとみなす。
	所得税額控除について、配当計算期間で判定。	配当計算期間に代わるものとして、前回の基準日から今回の基準日までの期間により判定。
	固定資産の圧縮記帳等の経理方法について利益処分により積立金として積み立てる方法 ⇨ 利益処分廃止	当期中の積立金経理を対象とするほか、決算確定日までに行われた剰余金の処分による積立金経理も対象とする。

会社法適用初年度（平成18年5月1日以後最初に終了する事業年度）の申告書の処理のイメージ

※ 前ページの株主資本等変動計算書とは連動していません。



- ① 損益計算書の当期純利益を、株主資本等変動計算書「繰越利益剰余金」欄の当期純利益・別表四の「当期利益」欄に転記します。
- ② 前期の利益処分計算書の処分金額を、株主資本等変動計算書「繰越利益剰余金」欄に転記します。
- ③ ● 当期中に支払われた配当（前期の利益処分額に含まれる。）は、別表四「社外流出」欄には記載しません（前期の別表四に記載済みのため）。
● 当期の決算確定日に支払決議をした配当は、当期の別表四には記載しません（効力発生日が翌期のため）。なお、別表三(一)の当期留保金額の計算においては、個別に控除します。
● したがって、会社法適用初年度の別表四の配当欄は空欄となります（翌期以降は、その中に効力発生した配当を記載するので、株主資本等変動計算書と一致します。）。
- ④ 別表五(一)の「期首現在利益積立金額」は、前期の別表五(一)の「差引翌期首現在利益積立金額」を転記し、繰越損益金は当期中の増減「減」欄に転記します。
▶ 別表五(一)の「期首」と株主資本等変動計算書の利益剰余金の前期末残高は一致しません。
▶ 前期の利益処分について、別表五(一)では前期に記載済みですが、株主資本等変動計算書では当期変動額として記載するため。
- ⑤ 株主資本等変動計算書「繰越利益剰余金」の当期末残高を、別表五(一)繰越損益金「増」欄に転記します。
▶ 翌期以降は、株主資本等変動計算書と別表五(一)は一致します。